

契約基準について

第1 契約事務責任者が契約事務取扱要項に基づき契約を締結する場合に必要な契約基準を、次のとおり定める。

第2 本法人において契約を締結する場合の契約基準を、次のとおり定める。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

- (1) 工事に関する請負契約 国立大学法人山口大学工事請負契約基準 (別記第1号)
- (2) 製造に関する請負契約 国立大学法人山口大学製造請負契約基準 (別記第2号)
- (3) 物品供給等に関する契約 国立大学法人山口大学物品供給等契約基準(別記第3号)
- (4) 業務に関する請負契約 国立大学法人山口大学業務請負契約基準 (別記第4号)

附 則

この取扱は、平成16年4月1日から施行する。